

工 事 説 明 書

令和2年8月10日

説 明 者		_____			
立 会 者		_____			
工 事 名 等	工 事 名	更生保護法人日新協会 浴室改修工事			
	工 事 場 所	東京都荒川区東尾久2丁目34番7号			
	工 期	契約締結日の翌日から令和2年11月30日			
事 項		記 事			
入 札 (見 積) 執 行 に 関 する 事 項	1 入 札 書 (見 積 書) の 宛 先	(職 名) (氏 名) 更生保護法人日新協会 理事長 末廣 照純			
	2 入 札 執 行 回 数	入札回数は原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせることがある。			
	3 そ の 他	(1) 入札(見積)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。 (2) 落札決定(決定)に当たっては、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格(決定価格)とするので、入札者(見積者)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の110に相当する額を入札書(見積書)に記載するものとする。			
契 約 条 件 に 関 する 事 項	1 支 払 条 件	前金払	有 (請負代金額の3/10以内) <input checked="" type="checkbox"/> 無	部分払	有 (1回以内) <input checked="" type="checkbox"/> 無
	2 契 約 保 証 等	<p>契 約 の 保 証 <input checked="" type="checkbox"/> 納 付 (提 供) <input checked="" type="checkbox"/> 免 除</p> <p>(1) 落札者(随意契約の相手方)は、工事請負契約書案の提出とともに、次の各号に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。</p> <p>一 債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書</p> <p>二 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書</p> <p>三 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。</p> <p>(1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(かし担保特約を付したものに限り。)に係る証券及び保険証券・保証証券提出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。</p>			
	3 火 災 保 険 そ の 他 の 保 険	工 事 物 件 に 関 する 保 険	<p>(1) 加入の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 要・不要</p> <p>(2) 種類等</p> <p>ア 種 類 火災保険・建設工事保険・組立保険</p> <p>イ 範 囲 工事目的物(支給材料を含む。)- 工事仮設物・工事材料 ただし、基礎工事を含む(含まない)。</p> <p>ウ 危 険 担 保 風水災危険は担保 地震危険及び地震火災危険は不担保</p> <p>エ 保 険 契 約 の 締 結 時 期 契約締結の日から14日以内</p> <p>オ 保 険 期 間 始期 工事着工予定日 終期 工事目的物引渡予定日</p> <p>カ 金 額 請負代金額(支給材料がある場合には、その価格を加算した額)から基礎工事相当額を減じた額</p>		

		第三者の身体及び財物損害に關する保險	(1) 加入の要否 要・不要 (2) 種類等	ア 種類 イ てん補限度額 ウ 保險期間	賠償責任保險 身体1事故につき 身体障害1名につき 財物損害1事故につき 始期 工事着手予定日 終期 工事完成日	円以上 円以上 円以上
--	--	--------------------	---------------------------	----------------------------	---	-------------------

契約条件に関する事項	4	指定部分の有無	存 ・ 無
	5	設計変更に伴う措置	(1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としない。 (2) 一式工事については、設計図書において、設計条件又は施工方法を明示したもので当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。 (3) 軽微な設計変更に伴う契約変更は、工期の末に行う場合がある。 (4) 部分払の対象となる出来高には、出来形部分検査日以降において設計変更により工事量・単価又は一式工事費の変更が予定されるものを含まない。
	6	仮設物の残置	(1) 前回工事の場合 ア 支出負担行為担当官が必要と認めた場合は、仮設物を残置することができる。 イ 仮設物の撤去費及び次回発注までの工事休止期間がある場合の工事休止期間中における残置仮設物損料の価格は、発注者及び請負者が協議して定める。 (2) 次回工事の場合 請負者は、残置仮設物について前回工事請負者から引継ぎを受けない場合は、撤去費及び工事休止期間中の損料（ 円）を支払って、その撤去を求めることができる。
	7	工事着手時期	契約締結の日から14日以内
	8	契約関係提出書類の書式	原則として支出担当者が定める書式による。
9	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	(1) 支出担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めるときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。この請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。 (2) (1) の請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。この場合の変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求時の出来形部分の確認については、請求のあった日から起算して、14日以内で支出担当者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。なお、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、請求時の出来形部分に含めるものとする。	
10	不可抗力による損害	工事目的物の引渡し前に、天災等で支出担当者又は請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ、支出担当者が調査を行い確認した損害について請負者から費用の負担の請求があったときは、その損害額及び損害の取片付けに要する費用の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額について支出担当者が負担する。この場合の請負代金額とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうものとする。なお、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、0円として取扱う。	

負担金等に関する事項		入札金額又は見積金額に含める工事に要する負担金等は次のとおりである。 無
その他必要と認める事項	関連工事の調整	分離発注による工事の場合には、各請負者が協力して円滑に工事の施工を行うこと。
	その他	「建設産業における生産システム合理化指針」に定める事項を遵守すること。
図面及び仕様書に関する事項		
現場の状況に関する事項		